中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ~知の循環型社会の構築を目指して~」(答申)(平成20年2月19日) 主な提言事項の進捗状況

1. 学校・家庭・地域等の連携

提言事項	進捗状況
○社会教育行政の任務として、学校、家庭、 地域住民等の連携や、学校の支援等につい て明確化 (P39:L20) (P40:L8)	・平成20年の社会教育法改正によって関係 規定を整備
○地域社会全体で学校を支援する取組の推進 (P25:L12)	・平成21年度「学校支援地域本部事業」実 施箇所数:2,405箇所
○「放課後子どもプラン」の推進 (P17:L15)	・平成21年度「放課後子ども教室推進事業」 実施箇所数:8,761箇所
○学校が地域の協力を得る場合に社会教育主 事が学校長の求めに応じて助言できること を明確化 (P45:L10)	・平成20年の社会教育法改正によって関係 規定を整備
○産業界・大学・専修学校・NP0等の民間団 体等が連携した地域の学習基盤の形成 (P20:L2)	
○大学、専修学校等の地域貢献機能(公開講座の実施等)の強化・拡大等(P27:L16)	・大学公開講座の実施状況 講座数 H16:20,873→H20:25,411 受講者数 H16:106万人→H20:110万人
○PTAの活動状況等に関する実態の把握及び 活動の充実(P26:L12)	・保護者を中心とした学校・家庭・地域連 携強化及び活性化推進事業(平成 21 年度) の実施

※提言事項中のカッコ内は、答申の該当箇所(ページ:行)。次ページ以降も同様。

2. 学習成果の評価・活用

提言事項	進捗状況
〇民間教育事業者等が提供する多様な教育サービスについて、質保証や学習成果の評価の在り方等を検討 (P22:L12)	・平成22年6月に、『検定試験の評価ガイドライン(試案)について』(検討のまとめ)」を公表
○大学等における履修証明制度の活用 (P22:L17)	・履修証明プログラム開設大学数:38校・履修証明プログラム受講者数:1,742名・証明書交付者数:1,022名※全て学部・大学院の合計数(平成20年度)
○各個人の学習成果の地域社会における学校 支援活動等の様々な教育活動への活用 (P21:L22)	・平成20年の社会教育法、図書館法、博物 館法改正によって関係規定を整備

3. 社会教育施設

	提言事項	進捗状況
①公民館	としての公民館の活用 (P26:L24)	・文部科学省ホームページにおいて、公民 館活性化の参考となる特色ある取組事例 の情報等を提供・「公民館海援隊」プロジェクトを推進
図	1	・平成20年の図書館法改正によって関係規 定を整備
書館	○図書館における地域や住民の課題解決 を支援する機能の充実と学校図書館へ の支援(P27:L1)	 ・改正に向けて検討中の「公立図書館の設置 及び運営上の望ましい基準」において対応 予定 ・「地域の図書館サービス充実支援事業」 に関する調査結果報告書によって、参考 となる事例等の情報を提供 ・「図書館海援隊」プロジェクトを推進
	○図書館における地域の実情に応じた情 報提供サービスの実施(P42:L6)	〈同上〉
	○図書館未設置の自治体における図書館 整備(P42:L6)	〈同上〉

・平成20年の博物館法改正によって関係規 ③:○情報通信技術の発展に対応した法令上 の規定の新設 (P20:L20) 定を整備 物 館¦○博物館等を核とした地域住民が地元に ・改正に向けて検討中の「公立博物館の設置 対する誇りや愛着を得られるようなま 及び運営上の望ましい基準」において対応 ちづくりと博物館資料を活用した学校 予定 教育の支援 (P27:L9) ○博物館における自己点検・評価の結果 〈同上〉 や地域住民等の意見を踏まえた展示等 の充実 (P42:L17) ○多様な博物館同士の協力(P42:L17) ④¦○個人の能力開発のための学習プログラ • 「公民館におけるニート支援モデル事業」 (平成20年度)、「社会教育重点推進プロ ム等の社会教育施設等における提供 0 (P21:L6) グラム事業」(平成 21 年度) 等の各種事 他 業を実施 ○青少年教育施設が青少年への自然体験 ・(独) 国立青少年教育振興機構が、我が 国の青少年教育のナショナルセンターと 活動の提供等の社会の要請に対応でき るよう関係者間で連携するとともに、 して、全国の公立青少年教育施設や青少 国公立の青少年教育施設の情報の共有 年団体と連携を図りつつ、体験活動の機 化、教育機能や指導者等の有効活用を 会や場の提供及び指導者の養成等を実施 (平成22年2月及び7月には、社会全体で体 推進 (P43:L6) 験活動を推進するという気運を高めるた め、「体験の風をおこそうフォーラム」 を開催) ○女性教育施設における老若男女すべて • 「女性のライフプランニング支援総合推 進事業」等の各種事業を実施 の者による男女共同参画推進のための さらなる取組の実施 (P43:L16) ・独立行政法人国立女性教育会館において 各種事業を実施 ○社会教育施設におけるいわゆる「PDCA ・平成20年の社会教育法、図書館法、博物 サイクル」の導入と地域住民等への情 館法の改正によって関係規定を整備 報公開の努力義務化 (P44:L4) ・改正に向けて検討中の「公立博物館及び ○社会教育施設について、地域の関係機 関等のネットワークの拠点、関係者間 公立図書館の設置及び運営上の望ましい のコーディネーターとなるべき 基準」において対応予定 (P43:L28)

4. 社会教育に関する人材

	提言事項	進捗状況
社会教	○社会教育主事について、地域のコーディネーターとしての役割を積極的に果たすべき (P45:L6)	・「社会教育を推進するための指導者の資 質向上等事業」において研修等を実施
育主事等	○公民館の館長や主事等の専門性ある職 員としての資質の向上 (P45:L20)	・「社会教育を推進するための指導者の資 質向上等事業」において研修等を実施
② 司 書 等	○司書及び司書補に関する法令上の規定 について所要の見直しを実施 (P46:L14等)	・平成20年の図書館法の改正によって関係 規定を整備
गं	○図書館に関する人材の養成・研修やボランティア活動の機会の確保等を図書館自らが積極的に実施 (P46:L20)	・改正に向けて検討中の「公立図書館の設置 及び運営上の望ましい基準」において対応 予定
③ 学 芸 員	○学芸員及び学芸員補に関する法令上の 規定について所要の見直しを実施 (P46:L29等)	・平成20年の博物館法の改正によって関係 規定を整備
_ `	○博物館に関する人材の養成・研修やボ ランティア活動の機会の確保等を博物 館自らが積極的に実施 (P27:L5等)	・改正に向けて検討中の「公立博物館の設置 及び運営上の望ましい基準」において対応 予定
④その他	際に、実務経験を評価できるようにす	・平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法の改正によって関係規定を整備
	○社会教育に関する専門的職員の汎用資格を設けることについて、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体と合わせて検討すべき(P47:L27)	
	○地域の人材が、行政や社会教育施設の 専門的職員と連携し、学習活動が円滑 に行われるよう地域全体で仕組みづく りを実施 (P48:L5)	

5. 家庭教育支援の充実

提言事項	進捗状況
○地域コミュニティや企業を含む社会全体で 家庭教育を支える環境の醸成 (P24:L2)	・平成20年の社会教育法、図書館法の改正によって関係規定を整備・「家庭教育支援基盤形成事業」等の各種事業を実施
〇子どもの教育が困難な状況にある家庭等の きめ細かい支援のため、福祉・労働行政等 との連携。 (P24:L21)	・児童委員等の積極的な活用による児童健 全育成及び家庭教育支援施策の推進につ いて厚生労働省との連名で通知を発出(平 成 21 年 3 月)
○地域の家庭教育支援活動全般の企画・運営 等を担う子育てサポーターリーダー等の人 材養成 (P25:L3)	・「家庭教育支援基盤形成事業」等の各種 事業を実施
○社会教育行政の任務として、家庭教育支援 をより明確化するとともに、家庭教育に関 する情報提供について明確化 (P40:L1)	・平成20年の社会教育法の改正によって関 係規定を整備
○家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確化(P43:L3)	・平成20年の図書館法及び博物館法の改正 によって関係規定を整備

6. 情報教育

提言事項	進捗状況
○放送大学における放送のデジタル化等を踏まえた学習者視点の取組推進(P19:L19)	・ラジオ授業科目のインターネット配信(ストリーミング配信)の実施 ・平成23年10月からBSデジタル放送開始予 定
○情報通信技術(携帯電話、インターネット等)を活用した具体的方策の充実 (P20:L10)	・「ICTの活用による生涯学習支援事業」等 の各種事業を実施
○情報通信技術に関する多様な学習機会の提供(有害情報対策、高齢者への支援等) (P20:L24)	・「ICT の活用による生涯学習支援事業」を実施 ・主に保護者及び教職員を対象に子どもたちのインターネットの安心・安全利用に向けた啓発のための講座(eーネットキャラバン)を実施
○社会教育行政の任務として、情報の活用に 関する学習の機会の提供を明確化 (P41:L21)	・平成20年の社会教育法の改正によって関 係規定を整備

7. 生涯学習振興行政・社会教育行政と他の主体との連携等

提言事項	進捗状況
○社会教育行政の任務として、生涯学習の支援や学習の成果を活かし得る環境の醸成等を明確化(P39:L14等)	・平成20年の社会教育法の改正によって関 係規定を整備
○社会教育調査等の関連調査について、首長部局の協力も得て生涯学習・社会教育の全体像を把握(P43:L3)	・平成20年度社会教育調査から、都道府県 ・市町村部局所管の「図書館同種施設」、 独立行政法人及び都道府県・市町村部局 所管の「青少年教育施設」及び「女性教 育施設」、地方公共団体が設置した「生 涯学習センター」を調査対象に追加
○地方公共団体が社会教育関係団体へ補助金 を交付する際の手続きの弾力化(P52:L15)	・平成20年の社会教育法の改正によって関 係規定を整備
○学習への需要と供給のマッチングを図るための支援 (P19:L24)	
○学習活動を支援する人材の継続的な確保・ 育成システム(人材バンク等)の構築 (P48:L15)	・(参考) 人材バンク制度の実施状況 都道府県教育委員会:85% 市区町村教育委員会:50%
○行政とNP0等の民間団体との連携の計画的な蓄積及び民間団体に関する情報収集とデータベースの整備(P49:L6)	・生涯学習フォーラムの実施
○各地域における地域の教育力向上のための 基金等の創設 (P50:L4)	
○行政とNPO、民間事業者等との連携推進の ための協議会の新設・活性化 (P50:L10)	・生涯学習フォーラムの実施
○地方公共団体における教育委員会と首長部 局の連携推進 (P50:L16)	
 ○社会教育施設の所管についての検討 (P52:L1)	
○職業能力開発行政と生涯学習・社会教育行 政の連携(P19:L13)	

(以上)